

◆被扶養者認定に必要な提出書類一覧（対象者別）

提出書類に基づき、健康保険組合にて扶養認定の審査を行います。

扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求められることがあります。

また、申請のケースによって細かく確認することや確認した内容によっては、扶養認定を行わないこともございますので、あらかじめご承知置きください。

認定対象者	就労状況・年齢区分等	必要書類										状況 に そ の 他 の も の
		被扶養者異動届	被扶養者現況表	『(非)課税証明書』 (発行日より3か月以内)	『(給与明細書)』 写し (直近3か月分)	『給与明細書』 写し (※下部参照)	雇用保険関係書類の写し	『在学証明書』(注1) (定時・通信制を除く)	配偶者の収入証明	『年金振込通知書』 写し (直近分)	『年金額通知書』 写し (発行日より3か月以内)	
配偶者	無職無収入	○	○	★					△	★		○婚姻を理由とする申請の場合 『婚姻届受理証明書』
	就労中	○	○		○				△	★		
	1年以内に退職	○	○			○			△	★		○別居の場合(単身赴任・学生除く) 直近3か月分の『送金証明』 ※手渡し不可
	自営業・不動産収入	○	○						△	★	○	
	学生	○	○				○		△	★		○外国籍の方は『在留カード』両面写し
子	配偶者が扶養に入っている	出生	○							★		○別居の場合(単身赴任・学生除く) 直近3か月分の『送金証明』 ※手渡し不可 ★定時・通信制の学生 『課税(非課税)証明書』 ※発行日より3か月以内
		16歳未満	○							★		
		16歳以上で学生	○	○	△★			○		△	★	
		16歳以上で就労中	○	○		○				△	★	
		16歳以上で1年以内に退職	○	○			○			△	★	
		16歳以上で無職	○	○	★					△	★	
	配偶者が扶養に入っていない	出生	○						○		★	○自営業 『確定申告書・収支内訳書』写し ※直近分 ○外国籍の方は『在留カード』両面写し
		16歳未満	○						○		★	
		16歳以上で学生	○	○	△★			○	○	△	★	
		16歳以上で就労中	○	○		○			○	△	★	
		16歳以上で1年以内に退職	○	○			○		○	△	★	
		16歳以上で無職	○	○	★				○	△	★	
父母 祖父母	年金受給あり	無職無収入	○	○	★				○	★		○認定対象者以外の成人家族が同世帯にいる場合は、その方の収入証明 ○別居の場合(単身赴任・学生除く) 直近3か月分の『送金証明』 ※手渡し不可
		就労中	○	○		○			○	★		
		1年以内に退職	○	○			○			○	★	
		自営業・不動産収入	○	○					○	★	○	
	年金受給なし	無職無収入	○	○	★						★	○父または母(祖父または祖母)どちらか一方の申請の場合は、扶養対象者の配偶者の収入証明 ○外国籍の方は『在留カード』両面写し 【義父母】・・・同居必須
		就労中	○	○		○					★	
		1年以内に退職	○	○			○				★	
		自営業・不動産収入	○	○							★	
兄弟 姉妹 孫 その他 3親等内親族	出生	○								★	○認定対象者以外の成人家族が同世帯にいる場合は、その方の収入証明 ○別居の場合(単身赴任・学生除く) 直近3か月分の『送金証明』 ※手渡し不可 ○認定対象者に優先される扶養義務者がいる場合、その方の収入証明 ○外国籍の方は『在留カード』両面写し 【その他3親等内親族】・・・同居必須	
	16歳未満	○								★		
	16歳以上で学生	○		△★			○		△	★		
	16歳以上で就労中	○	○		○				△	★		
	16歳以上で1年以内に退職	○	○			○			△	★		
	16歳以上で無職	○	○	★					△	★		
	自営業・不動産収入	○	○						△	★		

○・・・必須 △・・・該当者のみ ★・・・省略可(注2)

注1：在学証明書の交付に時間を要する場合、有効期限の記載がある『学生証』写して代用可。
高校生は被扶養者現況表に学校名と学年を記載することで証明書提出の省略可。
注2：マイナンバー照会する場合省略可。確認不可の場合に書類提出を求める場合があります。
注3：健保ホームページの各種申請書よりダウンロードしてください。

◆雇用保険について（下記に応じて必要な書類を提出してください）

状況	必要書類
受給中または受給終了	『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』の両面写し
申請中または申請予定	『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険受給資格通知』の両面写し ※上記交付前については、『被扶養者認定に係る誓約書』(注3)及び『資格喪失証明書』など退職日のわかる書類。後日、上記いずれかの両面写しを提出。
受給延長	『雇用保険受給期間延長通知書』の写し ※上記交付前については、『被扶養者認定に係る誓約書』(注3)及び『資格喪失証明書』など退職日のわかる書類。後日、『雇用保険受給期間延長通知書』の写しを提出。
受給しない	『離職票1,2』の写し ※上記交付前については、『被扶養者認定に係る誓約書』(注3)及び『資格喪失証明書』など退職日のわかる書類。後日、『離職票1,2』の写しを提出。
雇用保険未加入	『被扶養者認定に係る誓約書』(注3)及び『資格喪失証明書』など、退職日のわかる書類